

2021年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

小論文

以下に解答例を示す。

【設問1】

夫婦同姓を定める民法750条は明治時代から続く規定だが、時代は変化し、男女の役割、家族のかたちは多様化している。女性の社会進出が進み、通称使用も広がっているが、通称と戸籍名の使い分けに苦勞する女性は少なくない。社会的、経済的な立場の弱さや事実上の圧力から女性が姓の変更を強いられる面があり、姓を変えた女性がアイデンティティの喪失感など不利益を受けることも多いと推認される。夫婦の約96%が夫の姓を選んでおり、同姓を義務づけるのは男女の平等に実質的に反する。選択的夫婦別姓制度は、同姓を望みたい夫婦の意思も尊重するものであり、個人の尊重と両性の平等に合う。夫婦同姓を法律で義務づける国はほとんどなく、世論調査で選択的夫婦別姓への賛成が反対を上回る事実もある。(329文字)

【設問2】

夫婦同姓の制度は、明治時代から続くものであり、日本の伝統的な家族観に沿うものとして社会に定着している。また、夫婦が責任を共有して子供を育てていく家族の一体感につながり、家族の呼称として意義がある。男女間に形式的不平等は存在せず、姓の変更を強いられる女性の不利益は、旧姓使用の広がりにより一定程度緩和されうる。夫婦別姓の導入により個人の選択の幅は広がるが、子が親の一方と姓が異なる状況を強いられることも考えなければならない。家族のあり方は国や社会の基礎になるから、伝統や慣習、国民意識などを抜きに制度変更することは難しい。世論調査で夫婦別姓導入の賛否は拮抗しているものの、自分は別姓を希望しない人が8割に上り、多くの国民が夫婦同姓を受け入れている現実もある。(328文字)

【設問3】

選択的夫婦別姓制度の導入に対する賛成意見と反対意見は、異なる観点または価値観から述べられている。すなわち、賛成意見は、社会での男女の役割と家族のあり方の変化と、婚姻する場合に姓の変更を事実上強いられる女性に焦点を合わせ、両性の実質的平等と個人の尊重の観点から制度変更の必要性を説く。反対意見は、家族が国や社会の基盤をなすものであり、夫婦の姓を子も含む家族の姓になるものと位置づけて、夫婦同姓制度は社会に長く定着し、現在でも国民に広く受け入れられているとして、変更の不要性を説く。いずれか一方の主張が正しいとは断じ難く、これでは優劣がつかない。ただ、優劣がつかなければ、現状維持となる。そのため、選択的夫婦別姓制度に対する国民の意識が、制度導入の是非の

結論を得るために最も重要になると考える。国民のなかで、自身がどうするかはさておき、夫婦別姓の選択を認めるべきとする意見が相当多数を占めるに至ることが、膠着した現状を変更する大きな動因になると考えられるからである。(431文字)

小問(1)と(2)が読解力と表現力を問う問題であるのに対して、小問(3)は、思考力と表現力を問う問題であり、上記解答例は一つの考え方にすぎない。社会で結論を得るためには、国会や裁判所で結論を得ることが重要であるとの考え方、多数派の意見を重視すべきであるとの考え方、反対に少数者の利益を守るべきであるとの考え方、主張されている諸点が事実に基づくかどうかの検証が重要であるとの考え方、改姓による不利益を被ることが割合的に少ない男性を中心に、当事者意識を持つよう啓発すべきであるとの考え方なども論述の説得力に応じて評価した。いずれにせよ、前二問でまとめた理由を踏まえた論述を求めており、そのために文字数は相対的に多く設定していた。